

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第五条、<u>第五条の二</u>関係） 一～四十（略）</p> <p>四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号） 第四条、<u>第五条</u>第一項、<u>第六条</u>又は<u>第六条の二</u>第一項に規定する役務の提供及び同法<u>第三十七条</u>第一項に規定する特許業務法人が行う同法<u>第四十条</u>に規定する業務として行う役務の提供又は同法<u>第四十一条</u>に規定する役務の提供 四十二～四十九（略）</p>	<p>別表第二（第五条、<u>第五条の二</u>関係） 一～四十（略）</p> <p>四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号） 第四条、<u>第五条</u>第一項、<u>第六条</u>又は<u>第六条の二</u>第一項に規定する役務の提供及び同法<u>第三十七条</u>に規定する特許業務法人が行う同法<u>第四十条</u>に規定する業務として行う役務の提供又は同法<u>第四十一条</u>に規定する役務の提供 四十二～四十九（略）</p>